

陳述書

2026年3月21日

住所

署名

1 本陳述書について

私は仕事の都合で短期間での転居が重なった結果、2026年2月8日に行われた第51回衆議院議員選挙で投票することができませんでした。私自身の経験として、その経緯と感じたことを記します。

2 これまでの転居の経緯

私は、2022年10月30日から2025年7月12日まで、仕事の関係で中国に滞在しており、その間、交流事業や教育事業に携わりました。その後、今までの海外経験を活かして日本で貢献できる場所を求め、昨年10月に東京に転居し、同年11月に東京都内で転居をしました。なお、中国に滞在している間に行われた国政選挙では、在外選挙制度を用いて投票しました。下記で転居の経緯について詳しく述べます。

在留資格が2025年7月15日までであったこと、以前から日本で活躍の場を見つけないとと考えていたことから、同月12日に帰国し、実家の広島県[]に転入しました。その日は役所が開いていなかったため、同月14日に転入届を提出しました。

その後、東京都品川区で勤務することになり、10月7日に、東京都大田区に転居しました。会社から「勤務先の手人が足りないため、すぐに来てほしい」と伝えられ、一時的に、会社が用意してくれたマンスリーマンションに短期で仮住まいをすることになったためです。このとき、大田区に住民票を移しました。

大田区で仮住まいをしている間に、勤務先に通える範囲で転居先を探しました。そして、11月9日に、現在の住所地である東京都品川区に転居し、同月23日に転入届を提出しました。

以上のように、私は、2025年7月12日に中国から帰国し、同日に広島県■■■■に、同年10月7日に広島県■■■■から東京都大田区に、同年11月23日に東京都大田区から東京都品川区に住民票を移しました。

そうしたところ、2026年2月8日に行われた第51回衆議院選挙国政選挙で投票することができなかったのです。

3 投票できないことに気がついた経緯

私は、2026年2月3日から8日までの間、期日前投票の入場整理券チェック等、選挙関連のアルバイトをしていました。以前から、選挙に携わってみたいと考えていたからです。

その際、他のアルバイトの方が「東京に来たばかりだから今回の選挙で投票できない」などと話していました。それを聞いて、私は「それはとても残念なことだな。自分の場合は東京に来てから3か月以上経っているし、自分は投票できるな」と思いました。そのように思った理由は、私が大田区に居住したのは10月7日のことであり、そこから3か月が経過していたからです。私は、11月に大田区から品川区へ転居しましたが、両区の距離は近く、勤務先は変わらず生活に変化はなかったこともあり、「区を跨いで転居した」という感覚はありませんでした。東京23区内に3か月住んでいれば問題ないという感覚だったのです。

その後、投票用紙が自宅に届かず、投票できないことに気がつきました。

4 行政への問い合わせと回答について

私は、投票できないことに納得ができず、市、区、都の選管、総務省に電話で連絡し、投票所には足を運び、問い合わせをしました。回答は

次のとおりでした。

広島県■■■■、大田区、品川区の選挙管理委員会：「選挙人名簿に載っていません」

品川区投票所：「1月27日より前の居住者でなければ投票できません」

東京都選挙管理委員会：「現状救済手段はなく、諦めてください」
「名簿上いないことになっており、棄権にすらカウントされません」
「貢献や税金の問題ではなく制度上そうなっています」

総務省：「各自治体にお問い合わせください」

そうして、どなたも私の参政権について対応できませんでした。

5 過去の国政選挙への参加の状況

これまでの国政選挙への参加の状況は次のとおりです。

- ・ 第50回衆議院選挙：在外選挙制度を利用し、北京にて投票
- ・ 第26回参議院選挙：不在者投票制度を利用し、長野にて投票
- ・ 第27回参議院選挙：在外選挙制度を利用し、北京にて投票

第26回参議院選挙の際に長野県で投票したのは、長野県に出張中であつたためです。

このように、これまで様々な制度を用いて国政選挙で投票をしてきました。第51回衆議院選挙でも投票するつもりでしたが、どのような制度を用いても投票できませんでした。

6 私の所感

転居の経緯は既に述べたとおりで、私には、帰国後、3か月以上継続して滞在した住所地はありません。3か月間住んでいた場所がなかったことにより、行政の都合で、憲法で保障されている参政権が剥奪され、とても納得がいきませんでした。

グローバル化が叫ばれて久しく、今後ますます日本と海外を行き来する人が増えるでしょう。現状、在外選挙人名簿について、帰国してから

4 か月間は抹消されないルールがあります。しかし、海外で積んだスキルを活かしたい人は、地方よりも東京や大阪といった都市圏のほうが活かしやすく、そのような地域のほうが自分に合致した仕事が見つかりやすいと思います。その関係で、私のように帰国直後に一旦実家に戻り、その後東京や大阪といった都市圏で活躍の場を見つけ、国内で再度転居することが十分想定されます。このように、特定の場所で居住を安定させるまでに時間を要することがあるので、帰国してから4 か月経過後に選挙人名簿から抹消され、転入後に3 か月住み続けなければ新たな住所地で選挙人名簿に登録されないというルールではカバーしきれない状況だと思います。

私は、既に述べたように、在外選挙制度も不在者投票制度も活用したことがあり、海外に居ても投票ができ、転出をせずに出張先でも投票ができました。しかし、国内で転居が続いたことで、7 か月間日本に住んでいたのに、転居を重ねたという一点で投票ができませんでした。このような制度になっていることに強い疑問を抱きました。また、既に述べたとおり、私は、11月に東京都内で転居をしています。この転居により生活に大きな変化はなく、ただ「東京23区内で」引越しをしたという感覚でした。特別区を跨ぐ転居が行政での取扱いに影響するのは、生活実態に合わないと感じます。

3 か月ルールについて組織票の懸念を考えると一定の理解は示せますが、だからといって、憲法で保障されている選挙権の剥奪をされることには納得がいきません。

選挙に行こうと啓蒙するなら、まずは18歳以上の全ての日本人が投票できる制度を構築することが筋であると考えます。

今後、私のような人が現れないことを願っています。

以上